

## ■長期優良住宅の補助金制度利用のために必要な住宅履歴情報関連書類

分類	補助金制度利用のために必要な住宅履歴情報関連書類	注意事項
<p>長期優良住宅</p>	<p>平成22年度 木のいえ整備促進事業 による長期優良住宅 (補助金制度あり)</p> <p>①住宅履歴情報証明書・様式7(1) ②別表 保管されている住宅履歴情報</p> <p>【参考】<a href="http://www.cyj-shien22.jp/03_manual/dfk_k/08.pdf">http://www.cyj-shien22.jp/03_manual/dfk_k/08.pdf</a></p>	<p>左記①「住宅履歴情報証明書」の(2.要件)の中に、 【・指針(※)における「情報サービス機関の基本ルール」に適合するための措置が講じられていること。】 と記載されているために、<b>情報サービス機関に頼まないといけないような誤解が生じています。</b> この基本ルールには、共通のIDを持つとか、内容が情報サービス機関のルールの内容になっている箇所が多いので すが、<b>情報サービス機関を利用しないといけない事ではなく、事業者独自で履歴情報を管理する場合は、情報サービス会社関連の部分を除いてルールに沿って管理して下さいという事です。</b></p> <p>※上記につきましては、「長期優良住宅普及促進事業実施支援室」に確認済です。</p>
<p>上記以外の 長期優良住宅 (補助金制度なし)</p>	<p>補助金制度なし</p> <p>【参考】長期優良住宅の認定を受けられたみなさまへ <a href="http://www.mlit.go.jp/common/000044653.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/000044653.pdf</a></p>	<p>長期優良住宅の認定を受けられた方は、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第11条第1項に基づき、認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録を作成し、これを保存する必要があります(電子データ等による作成・保存も可)。</p>
<p>既存住宅流通活性化等事業によるリフォーム工事等 (補助金制度あり)</p>	<p>①住宅履歴情報登録証明書(様式5)</p> <p>【参考】<a href="http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/hojyo-index.html.files/yousiki/yousiki05.pdf">http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/hojyo-index.html.files/yousiki/yousiki05.pdf</a></p> <p>②住宅履歴情報等に関するアンケートシート</p> <p>【参考】<a href="http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/hojyo-index.html.files/yousiki/rireki-research-pdf.pdf">http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/hojyo-index.html.files/yousiki/rireki-research-pdf.pdf</a></p> <p>③住宅履歴情報を事業者自らが蓄積した場合 住宅履歴情報の取り扱いについて住宅所有者と締結した契約書の写し</p>	<p>既存住宅流通活性化等事業では、事業者独自で住宅履歴情報を管理する場合、提出書類として左記③の「住宅履歴に関する契約書」が必要になります。 この契約書には決まった様式はありませんが、下記事項について明記することが必須となっています。 また、住宅履歴情報は、事業者または情報サービス機関が管理することとなっています。 <b>(住宅所有者は管理できません)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保管等のサービス期間は10年以上とする</li> <li>●住宅所有者からの求めに応じ随時、蓄積している情報を提供する</li> <li>●住宅所有者の変更があった場合に、新たな住宅所有者に対しても蓄積している住宅履歴情報を提供する</li> <li>●履歴情報を追加して蓄積することが可能である</li> </ul>